

山口市保育所障害児受入促進事業実施要綱

平成24年10月1日山口市制定

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所において同法に規定する障害児の保育を実施する場合において、その受入れの促進に関し保育所機能の強化を推進し、もって障害児の処遇の向上等を図るため、保育所障害児受入促進事業（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の保育環境改善等事業実施要綱に基づく保育所障害児受入促進事業をいい、以下「事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、山口市とする。

2 事業は、私立認可保育所（児童福祉法第39条に規定する市内の保育所のうち本市以外の者が設置するものをいう。以下同じ。）に委託して行うものとする。

(事業内容)

第3条 事業内容は、私立認可保育所において設備の不備等の理由から障害児の受け入れが制限されることがないように、必要な修繕、備品購入等を行うものとする。

(実施保育所の決定等)

第4条 事業を実施しようとする私立認可保育所の設置者は、修繕、備品購入等の内容を記載した計画書を、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の計画書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、事業を実施することが適当と認められるときは、当該私立認可保育所の設置者に対し、当該事業の実施について承認するとともに、当該私立認可保育所の設置者と事業に係る委託契約（以下「委託契約」という。）を締結するものとする。

3 実施保育所は、当該年度中又は翌年度中に障害児の受入れを予定し、又は事業実施後において障害児の受入れが可能である状況にあることを要するものとする。

(委託料の支払い)

第5条 市長は、事業を実施する私立認可保育所（以下「実施保育所」という。）に対し、予算の範囲内で、委託契約で定めた委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料の額は、実施保育所1箇所当たり、1年につき100万円以内とする。

(実績報告)

第6条 実施保育所は、委託期間が満了したとき、又は事業が完了したときは、速やかに市長に実績を報告しなければならない。

(委託契約の解除等)

第7条 市長は、実施保育所が次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約に基づき当該委託契約を解除することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 事業の実施方法が不相当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により委託契約を解除した場合において、既に委託料が支払われているときは、当該実施保育所に対し、期限を定めて委託料の返還を命ずるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、山口市休日保育事業実施要綱（平成24年10月1日山口市制定）の施行の日（平成24年10月1日）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、前項の山口市休日保育事業実施要綱附則第2項の規定による廃止前の山口市保育所機能強化推進事業実施要綱（平成18年4月1日山口市制定）の規定によりなされた保育所障害児受入促進事業に係る契約、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。